

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

343-4
10/1/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリュエー1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

特集

核軍縮:

(ICNND)

日豪委員会報告書を論じる

12月15日、日豪政府が主導する「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)の最終報告書が公表された。委員会はラッド豪首相の提唱で08年8月に設立、15か国15人の委員と27人の諮問委員(本誌315・6号)が、4回の会合(シドニー、ワシントン、モスクワ、広島)と4回の地域会合を経てまとめた。

「核の脅威を絶つために」と題された全294ページの報告書(英文。www.icnnd.org)は、短期(～2012年)、中期(～25年)、長期(25年以降)の3段階において各国がとるべき行動計画を提示している。盛り込まれた76項目の勧告を4～7ページに全訳した。報告書本体が全訳されることを期待する。

鋭い批判と積極活用の両方が求められる 空白のまま残された大きな問い

梅林宏道(ピースデポ特別顧問)

政治的文脈

ICNND報告書(以下「報告書」)について、内容に触れる前に、この報告書がいま置かれている政治的文脈を考えておきたい。

今回の国際委員会のイニシャチブはオーストラリアのラッド首相から始まった。オーストラリア労働党政権のキャンベラ委員会(95年～96年、キーティング首相)が果たした核軍縮への貢献の再現を求める議論はオーストラリアで繰り返し行われてきた。07年末に11年ぶりに労働党政権が誕生したとき、早速その動きが顕在化し08年1月にはこの分野に造詣の深いエバンス元外相を軸とする準備が始まった。その意味ではオバマ政権に引き継がれているフーバー計画¹とは独立の動きであったと言えるし、オバマ大統領選挙以前に始まった貴重な動きであった。

オーストラリア政権が、なぜ日本を共催国に選んだのかは必ずしも明らかではない。日本の「核兵器廃絶」国連総会決議が、ある時期からオーストラリアと緊密な協議の下に提案され運営されてきたという経過が背景にあることは間違いなくと思われるが、自民党政権下の日本と共催することが、キャンベラ委員会の名声を継承する選択としては大いに疑問があったはずである。実際、エバンス元外相が当

初語った意気込みと日本の政策には大きなギャップがあった。筆者は日本が共催国になることに強い不安を感じたし、委員の顔ぶれを知ったとき、その不安はさらに強くなった。

しかし、委員会の最終段階である09年9月に日本で初めて本格的な政権交代が起こったことは、委員会報告の政治的位置に決定的な変化をもたらした。二つの点が重要であろう。一つは、「報告書」の表現(時として本質に触れる)の最終段階の調整において日本の政権交代は重要な影響を与えたに違いないこと、もう一つは、新政権がとる今後の政策が否応なく「報告書」との比較において論じられる状況に置かれること、である。

このような状況のなかで、私たちには「報告書」への鋭い

今号の内容

特集:ICNND報告書

私の論点—梅林宏道、内藤雅義、中村桂子

＜資料＞委員会勧告(全訳)

年頭にあって 田巻一彦

〔図説〕世界の非核兵器地帯

米国＜核・MD予算＞の問題点

米軍佐世保基地ですさんな弾薬処理

＜資料＞事実経過／処理の実態

普天間代替施設は対米再交渉を

＜資料＞米予算法(抜粋訳)・環境影響評価書案(抜粋訳)

〔連載〕被爆地の一角から(43)

非核兵器地帯は時期尚早か? 土山秀夫

批判的考察と積極的活用の両方が同時に求められる。

北東アジア非核兵器地帯への応援歌

「報告書」は極めて広範な分野の情報に富んだ包括的な参照文献である。結論は何か、何を勧告したかに関心を集中させがちであるが、核兵器廃絶の行く手に横たわる問題は何か、それらの解決にどのような努力があったか、という豊富な議論にこそ「報告書」の真の価値がある。その意味で、委員会が「報告書は行動のための指針」と強調しているのとは裏腹に、読者は必ずしも勧告に縛られないことから多くの利益がもたらされると筆者は考える。紙幅が限られているので、2例だけ述べる。

◆北東アジア非核兵器地帯について「報告書」は一つ勧告していない。しかし、「報告書」は「一日も早くそれを議論のテーブルにのせる価値がある」という私たちの主張に対する積極的な応援歌になっている。「報告書」は北朝鮮を核武装国家と認知せず、非核化の余地のある特別な国と位置づけ、忍耐強い交渉の継続のみが解決策であると結論づけた。一方で、米国が2010年NPT再検討会議までに「核兵器は核兵器の抑止のためだけに保有する」と宣言することが核軍縮のために死活的に重要であると強調し、それに不安を感じる同盟国は別の安全の保証の道を追求すべきであることを述べている。展開されている議論は、まさに北東アジア非核兵器地帯を早期に議題にのせることの正統性と必要性を述べていると理解すべきであろう。

◆「報告書」は、筆者が本誌で議論してきたのと近い形で、生物兵器、化学兵器、対人地雷、クラスター爆弾などの禁止と同様な人道的見地からの核兵器禁止のアプローチについ

ても議論している。すなわち「核兵器禁止条約」、「枠組み条約」、「使用禁止条約」、「先行不使用条約」に関する議論である。しかし、勧告の中にはなぜか「核兵器禁止条約」しか登場しない。「核兵器禁止条約」への関心は大いに歓迎すべきことであるが、廃絶には時間がかかるという「報告書」のような展望に立つならば、「使用禁止」に関する議論はもっと深められるべきである。国際司法裁判所の勧告的意見(1996年)への考察が表層的であることにその主な原因があると思われる、大きな問題を残した。

結論からの逆照射

「報告書」は最小化地点という言葉で2025年という期限を設定した。その考え方については一応説明されているが、なぜ2025年なのかということについての論拠はほとんど示されていない。とりわけ「ゼロ」への期限は無期限とも言える形に放置された。「報告書」は、この結論から逆照射される大きな問いに向き合うべきであろう。

冒頭において「報告書」は、雄弁かつ激しく核兵器の比類のない非人道性を述べている。その核兵器が今後さらに20年以上存続せざるを得ないというのが委員会の叡智だとすれば、その「叡智」の根本を問い返す1章が必要ではないか。委員会は文明の「叡智」を結集できたのだろうか。政治的リーダーシップの限界の根本は何か。人道と政治の間の空白を埋める力を強化する道は何か。「報告書」は文明の現状への内省と警告を世界に強く促しているように筆者には思われる。⑩

注

1 「イアブッカー核兵器・平和2008」(ピースデボ刊、発売元「高文研」)参照

弱い「規範確立」の視点 役割縮小と非合法化は並行すべき

内藤雅義(日本反核法律家協会理事
／ICNND日本NGO連絡会共同代表)

(1)「2段階論」の問題点

「報告書」は、核兵器が国家の安全保障戦略の中核的位置(central place)から、周縁(marginal)へ、そして究極的に不必要で望ましくないものにすべきだとしている(6章1節)。そして、このような視点で重視しているのが、核兵器の数、先制不使用の核ドクトリン採用、そして、先制不使用を裏付ける核兵器の配備体制である(7章)。そして、これらを通じて核兵器の役割を縮小し、国家の安全保障の中核的位置を依存しない国際状況(minimization point=「最小化地点」)を構築する段階と、そこから核兵器廃絶をめざす段階の2段階に分けて考えるという方式をとっている。前者を最小化段階として2025年まで、そして、後者を廃絶段階として、それ以後に分けている(なお、前者については、更に2012年までの短期と2025年までの中期とに分けている)。

このICNND報告に対して、ICNND日本NGO連絡会を含む国際的NGOは、核兵器廃絶時期を明示せず、更に最小化段階も2025年と遅すぎる点を批判した。

(2)核兵器の役割の縮小と核兵器の非合法化

ICNND報告は、核兵器の役割を国家安全保障上縮小する方向性を重視してはいるものの、それを規範として非合法化していくという視点が弱いと思う。

核兵器を廃絶するには、核による拡大抑止(核の傘)を含む核兵器に依存しない安全保障を全ての国が受け入れることによって可能となる。核兵器に依存しないためには、核兵器の役割の縮小が極めて重要であり、これを詳細に論じている事は、評価できる。しかし、同時に核兵器への依存の縮小だけではなく、核兵器に国家の安全保障を依存してはならないという規範を平行して確立していく必要があると思う。そして、ICNND報告は、この規範確立の面が弱いのではないかという気がするのである。

報告は、核兵器を究極的に望ましくないことにするプロセス、つまり規範確立プロセスは、1996年の国際司法裁判所の勧告的意見において、「核兵器の使用が一般的に…国際人道法の一般原則に反する」と述べられたことから、既に始まっているとする。そして、核兵器は、放射能の影響を中心に戦闘行為で使い勝手が悪く、また、核兵器の使用へのタブーが存在し、更に冷戦終結後大幅に核弾頭数が減少している。更にキャンベラ委員会の報告を引用して、「核兵器が所持されている限り、他国に持たせない事はできないし、核兵器が所持される限り使われないと考えるべきではないし、核兵器が使われた場合には、破局的状況が生まれる」としている。しかし、そうでありながら、核兵器の抑止力としての有効性への固執や短期に核抑止を減少させる事への安全保障上の不安といったものに配慮する必要があるので、

希望を語り、 誠実を心に刻む



田巻 一彦

本誌編集長・ピースデポ副代表

新しい年を迎えた朝、心に浮かんだのは、フランスの詩人ルイ・アラゴンの次の言葉だった。「教えるとは希望を語ること、学ぶとは誠実を心に刻むこと」(「ストラスブール大学の歌」より)。ナチス占領下のフランス、荒廃した大学の現実の中で、この一節は若者たちを勉学へと奮い立たせたという。

私たちは今、大きな変革の可能性を前にしている。日米安保条約改訂から50年とは平和理念の荒廃の歳月であった。日米における新政権の誕生という政治的契機は、核抑止力を頂点とする暴力による世界支配がもたらした荒廃

から世界を救い出す、長い、そして平坦ではない道のりの始まりになるかもしれない。それが私たちの「希望」だ。そして「希望」を市民の共有財産として、現実的力へと育てあげる社会的営みの一端を、「調査・研究分野」において担うこと。ピースデポはそのような使命を持って、1997年に生まれた。

「希望」に後押しされて、核兵器のない世界に向けて私たちは何をなすべきか。日米安保同盟を地球市民の「共通の安全保障」を実現する方向にどのように変革して行けるのか、あるいはそれに取って代わりうる枠組みをどのように構想するのか。その前段階として解かれなければならない現実的課題は枚挙にいとまがない。北東アジア非核兵器地帯構想の前進、日本の核抑止依存政策の見直し、安全保障政策の歪を引き受けている沖縄をはじめとする基地周辺社会の負担の軽減と除去、核持ち込み疑惑解明の後に踏み出すべき真正な「非核国日本」への一歩…このどれもがピースデポという小さな団体が一身で担える課題ではないことは明白である。非力を知った上でいえば、私たちにできることは「調査研究」という分野において、この壮大な市民の営みに貢献することである。

今年もこの仕事に私たちの「誠実」を捧げてゆきたい。変らぬご支援をお願いする次第である。

少しずつ核軍縮を進めるのが良いのだという事を理由に核兵器廃絶を早期に実現することに慎重である(6章の「非正当化」の部分)。

(3)核兵器の非合法化と先制不使用

しかし、核兵器の役割の縮小と非合法化規範の確立を同時に進めることにより、核兵器廃絶を促進することができるのではないだろうか。核兵器を廃絶するためには、生物・化学兵器と同様に、その使用は勿論、保有も不必要で望ましくないものという規範の確立が必要である。そのための具体的検討材料が「モデル核兵器条約」であるが、委員会報告では、モデル条約を有用な道具としてすぐにでも検討を始めるべきであるとしながら、核問題は、NPT加盟国と非加盟国があるなど、地雷やクラスター爆弾と比較してはるかに複雑であるので、核兵器条約は、交渉にはいる段階ではないとしている。また、使用禁止条約は、国際刑事裁判所のローマ規程に入れる事を含めて、核兵器国が受け入れる状況にはないとし、更に先制使用禁止条約については、執行や検証の点で問題がある等としていて、いずれも消極的である(20章参照)。

しかし、委員会が核兵器のドクトリンとして、核兵器の先

制不使用(No first Use)やこれと同様の意味を持つ核兵器の役割を核兵器の抑止に限定する唯一目的宣言(Sole Purpose Declaration)を重視するのであれば¹、(私の個人的見解であるが)これに平行する規範確立を強く訴えるべきではなかったかと思う。すなわち、先制不使用を核兵器国が核ドクトリンとして受け入れるのであれば、配備等がそれに対応する前にでも、先制使用や非核兵器国への核兵器使用を国際犯罪として受け入れることが論理的には可能である筈である。そして、それは、警戒態勢解除や配備等の変更と同時に進めることができる筈である。そして、警戒態勢解除や先制不使用に対応した配備と平行した先制使用の非合法化(特に国際犯罪化)は、核兵器は使ってはならないものとの意識を醸成し、核兵器条約に向けての重要なステップになると考える。④

注

1 「先制不使用」と「唯一の目的宣言」とは、実質は同じとされる。ところが先制不使用が旧ソ連によりプロパガンダ的に使われたことから、ICJND報告では、「先制不使用」という用語を核保有国の合意や配備等から明確に確認できるもの限定し、核ドクトリンとしての一方的宣言については、「唯一の目的宣言」と使い分けている。

なお、報告は、米国が2010年早期に予定されるNPRIにおいて「唯一目的の宣言」を採用することを求めており、ICJNDについて、日本政府がイニシアティブをとった事を考えると、この点は、「唯一目的」「先制不使用」に反対してきた日本政府にとって重要な意味を持つ。

「現実性」にとらわれ過ぎた報告書、 だが活用すべき点も

中村桂子(ピースデポ事務局長)

ICJND報告書の副題は、「世界の政策立案者のための実践的な計画」である。冒頭の共同議長による序文においても、

また、12月15日の日豪首相への提出の場においても、この報告が、「野心的かつ实际的」で、「短期、中期及び長期の行動計画からなる行動指向性」を有し、世界の指導的立場にある人々を「動かす」ことを主眼していると強調された。こうした言葉に象徴されるように、その立ち上げから一貫して、委員会は、報告書のアプローチが「現実を一步進める」観点に立ったものであると主張し、核兵器ゼロに至る道筋を明示すべきとする市民・NGOの訴えを「気持ちばかりはわかる。しかしそれでは進まない」と退けてきた。

後述するように、日本政府の現政策と照らし合わせても、報告書に多くの有益な勧告が盛り込まれたことは事実である。しかし、そもそもの「現実を動かす」という目的に立ち返った時に、報告書の言う「現実的」アプローチが、あまりに「自制的」であり過ぎはしなかったかと筆者は考える。つまり、委員らの想定する「現実的な人々」から「非現実的」と一蹴されることを避けるあまり、政府から独立した「トラック2」の有識者委員会としての最大の利点、すなわち、より大胆に、かつ力強く、世界に「新たな常識」を示しうるという立場を十分に活かせなかったのではないだろうか、との疑問が拭えない。

当然のことながら、「政策立案者」は「世論」とかけ離れた存在ではない。過去1年を振り返ってみても、世界の人々は多くの「変化」を目撃してきた。その不十分さを挙げれば枚挙に暇がないが、過去の「常識」は覆されうると多くの人が今肌で感じていることは事実であろう。フーバープランの一連の流れや米新政権の誕生を背景に、核兵器に安全を依存する世界のあり方に疑問を呈す声は高まりつつある。

このように「変化」を望み、それを叶える力を持つ「政策立案者」を選ぼうとする潮流が世界に存在することを思えば、報告書は核兵器廃絶を求める世界の人々を理論・実践面でいっそう力づけ、説得力と安心感を持たせる内容となるべきではなかっただろうか。政策立案者=現実的、市民社会=理想的、観念的といった二極思考はもはや現実とそぐわない。実際、報告書は、核兵器の非人道性を強く訴えることに紙幅を割き、その「非正統化(Delegitimize)」(=核兵器の役割や有用性に対する考え方を転換し、究極的には完全に不要なものとする)の必要性を強調した。こうした点が評価されるだけに、核兵器廃絶の達成を「2025年以降」という不確定な未来に「押しやった」ことをはじめ、消極的側面が目立った報告書がNGO・市民の支持獲得に失敗したことは残念である。

こうした批判を脇に置きつつ、対日本政府という文脈において、報告書のいかなる点が活用しうるかを考えてみたい。

ICNNDに関するメディア報道でも注目されてきた「先行不使用」政策に関する勧告、特に今年3月に完了予定の米「核

態勢見直し」(NPR)において「唯一の目的」宣言政策を採用すべきとした点は、国会論議をはじめ、日本国内でこの問題についての関心を高め、議論を広げてゆくことの重要性和緊急性を訴える足がかりになる。「核兵器禁止条約」に関連して、モデル条約を改良、発展する作業を「直ちに開始すべき」とした点も同様である。

さらに、こうした具体的勧告に加えて、報告書が各所に示している「非正統化」に向けたさまざまな論証が、今後の市民社会の議論活性化に有益であろうと考える。

その設立当初から、委員会の「成果」に対する市民社会の懐疑的な見方は強かった。その最大の理由が、米国の「核の傘」に依存する日豪政府の「肝いり」で生まれた委員会がどこまで自国の核抑止依存政策に踏み込むことができるのか、という点にあった。確かに報告書は日豪政府の核政策を明示的に批判してはいない。しかし筆者は、報告書が予想以上にこうした点に踏み込んだという印象を持った。たとえば、「抑止力を再考する」と題された章においては、「拡大核抑止は同盟国に安心を与えるために必要」「大規模通常攻撃を抑止する」「化学・生物兵器攻撃を抑止する」「核軍縮に向けた動きは本質的に不安定化を招く」等、核兵器保有を正当化する人々の典型的な「言説」を列挙し、これらが反駁可能であることを論じた。その上で、核抑止依存の米同盟国もまた、保有核兵器の完全廃棄義務の下にあることを強調するとともに、「自国の安全保障政策における核兵器の存在を高めるような拡大抑止力に関する議論を容認せぬよう、十分注意すべき」と指摘している。また、「今日、NATOや東アジアの同盟国にとって、核兵器での対応を必要とするような、安全保障上の脅威は存在しない」と述べた点にも注目したい。

委員会は「政府・議会・一般市民の方々に直接働きかける運動体として活動していく」(川口議長)と今後のフォローアップ重視を表明している。日本政府の動きにもさまざまに影響を及ぼしてゆくであろう。まずは市民の側において、報告書を最大限活用する方法論について、十分に議論を深めてゆくことが必要と考える。①

【資料】

ICNND報告書「核の脅威を絶つために」 付属文書A 委員会勧告 2009年12月15日

軍縮戦略全般

1.核軍縮は2段階プロセスで追求されるべきである。すなわち、遅くとも2025年までに「最小化」を達成し、続いて可能な限りの早期に「廃絶」する。短期的(2012年まで)、中期的(2025年まで)、長期的(2025年を超えて)行動計画はこれらの目的を反映したものとなるべきである。[7章1-5節。17、18、19章も参照のこと]

2.短期及び中期における努力は、核兵器の全面的な非正統化を達成することや、可能な限り早期に、遅くとも2025年までに、以下を特徴とする「最小化地点」に到達することを焦点とすべきである。

(a) 少ない核弾頭数：世界の核弾頭数は2000発以下(現保有量の10%以下)。

(b) 合意されたドクトリン：すべての核武装国は核兵器の先行不使用を誓約。

(c) 信頼性のある核戦力態勢：上述のドクトリンを反映した、検証可能な配備及び警戒態勢。

[7章6-15節。6章(非正統化について)及び17-18章も参照のこと]

3.現時点においてゼロに到達する目標期日を信頼性を持った形で特定できなくとも、最小化地点から廃絶に移行する上で求められる条件に関する分析や議論は直ちに始められるべきである。[7章15-17節。19章も参照のこと]

不拡散戦略全般

4.核不拡散における努力は、需要側(核兵器は自国の国家安全保障や他の利益を促進するものではないと説得する)と、国家による核兵器の購入や製造を可能な限り困難にすることを企図した広範囲にわたる一連の措置(以下の勧告に詳細)の維持、強化を通じて行う供給側の双方に焦点をあてるべきで

ある。[8章9-16節。9-15章も参照のこと]

NPT保障措施及び検証

5.すべての国家は追加議定書の適用を受け入れるべきである。その普遍化を進めるために、追加議定書の受諾をあらゆる核輸出の条件とすべきである。[9章7節]

6.追加議定書ならびにその付属文書は、兵器化活動の可能性のある活動を調査するIAEAの権限を明確にするために、また、汎用品目、輸出拒否に関する報告、通告期間の短縮、及び特定個人に対する聞き取りの権利に関する特記事項を追加することによって、改訂・強化されるべきである。[9章8-9節]

7.保障措置は機械論的手続きから情報主導システムへと変わってゆくべきであり、IAEAの秘密主義の傾向と不透明性が見直され、国家とIAEAにおいて、さらなる双方向的な情報共有が図られるべきである。[9章10-11節]

NPTの遵守ならびに執行

8.遵守の如何の判断においては、IAEAは本

来的に技術面の規準に限定するべきである。IAEAは規準を一貫性、信頼性をもって適用し、政治的帰結についてはその判断を安全保障理事会に委ねるべきである。[9章15節]

9.国連安保理は、NPT脱退が國際の平和と安全に対する脅威として見なされ、国連憲章第7条に基づくあらゆる懲罰的結果を招きうると明示することによって脱退を強く思いとどまらせるべきである。[9章20節]

10.NPTから脱退する国家は、締約国であった時に取得した核物質、機材、技術を平和目的の用途に用いてはならない。脱退以前に提供された当該物質はいずれも可能な限り返還されるべきであり、これは安保理によって執行される。[9章21-22節]

11.すべての国家は、核輸出にあたっては受領国がNPTから脱退する際、それ以前に提供されたいかなる核物質や機材、また、それらを用いて生産した物質についても保障措置を継続するという受領国の同意を条件とすべきである。[9章23節]

IAEAの強化

12.IAEAは、特別査察を含め、自らがすでに有している権限を最大限活用すべきである。また、各国は、不備の指摘があれば、同機関の権限を強化する準備をしておくべきである。[9章24節]

13.IAEAがその業務を完全かつ効果的に遂行するためには、セディージョ委員会の2008年勧告が述べるように、以下が付与されるべきである。

(a)「保障措置分析研究所」を改編するための一時的な資金注入。

(b)「実質ゼロ増額」制限を排した、通常予算の相当の増額と、それによる中心的業務の臨時支出への依存低下。

(c)中・長期的計画を可能とする将来的財源の十分な確保。

(d)人材派遣及び訓練機会提供における国家及び産業界からの支援。[9章25-27節]

14.セディージョ委員会あるいは後継のパネルにより、IAEAの組織的文化、とりわけ透明性や情報共有の問題について、外部からの検討を行うことを考慮すべきである。[9章28節]

NPT以外の条約及びメカニズム

15.核供給国グループ(NSG)は、NPT枠外の国家との核協力協定に関して、CTBT批准、保障措置外の核分裂性物質生産中止の意志、核施設や物質の防護および核関連輸出におけるこれまでの業績等の要素を考慮に入れた、規準に基づくアプローチを推進すべきである。[10章3-9節]

16.拡散防止構想(PSI)は、情報を評価し、活動の調整や資金提供を行い、また、拡散の懸念国から搬入あるいは搬出される疑わしい物質の阻止に関する全面的もしくは特定の勧告や決定を行う中立組織として、国連システム内に再構築されるべきである。[10章10-12節]

NPT非締約国への義務の拡大

17.インド、パキスタン、イスラエルというNPT枠外の3つの核武装国が近い将来において締約国となる見込みは低いとの現実を認識し、同等の軍縮及び不拡散義務を課するような類似の条約や取極にそれらの国々が参加するようあらゆる努力が図られるべきである。[10章13-16節]

18.軍縮及び不拡散に対する誓約を明示するような厳しい客観的規準を満たすとともに、関連する特定の将来的な誓約を行うことを条件として、これらの国家にNPT締約国と等しく民生用核物質や技術へのアクセスが許されるべきである。[10章17節]

19.これらの国家はNPT締約国である核兵器国と等しく多国間軍縮交渉に参加すべきであり、条約の非締約国であるからといって異なる処遇を求めてはならない。[10章18節]

実験の禁止

20.すべてのCTBT未署名・未批准国は、無条件かつ遅滞なくこれを行うべきである。条約発効までの間、すべての国家は核実験の自制を継続しなければならない。[11章1-8節]

21.すべての署名国は、監視システムの世界網の完備、必要とされた時の現地査察への準備体制、効果的な国内データセンター及び情報収集システムの設置を含め、CTBT機関(CTBTO)の継続的發展・運用に求められる財政的、技術的、政治的支援を提供するべきである。[11章9-12節]

核分裂性物質の入手可能性における制限

22.すべての国家は、核兵器あるいは他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産を禁止する、非差別的で多国間の、国際的で実効性があり、かつ不可逆的な核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期締結に向け、ジュネーブ軍縮会議(CD)での交渉を行うべきである。[12章1-14節]

23.上記の条約の発効までの間、すべての核武装国は、兵器目的での核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言あるいは維持すべきである。[12章15節]

24.既存の備蓄をめぐっては、段階的アプローチがとられるべきである。まず優先されるのは生産の制限である。次に兵器の中にあるものを除くすべての核分裂性物質について、不可逆的かつ検証可能な非爆発的使用の誓約に確実に従うようにさせる努力である。最後に兵器削減合意にともなって核兵器解体で生じる核分裂性物質をこれらの誓約の下に置くことである。[12章18節]

25.中間的措置として、すべての核武装国は自国の核分裂性物質の備蓄量及び兵器使用における余剰分と見なされる量を自発的に申告し、そのような余剰物質を可能な限り早期にIAEA保障措置下に置き、可能な限り早期に核兵器に使用されない形態に変換すべきである。[12章19節]

26.民間研究計画における高濃縮ウラン(HEU)使用は可能な限り早期に中止されるべきである。また、エネルギー計画にお

ける分離プルトニウムの利用可能性及び使用は実行可能な代替策が確立され次第、段階的に縮小されるべきである。[12章20-27節]

核セキュリティ

27.すべての国は、2005年の改正核物質防護条約(CPPNM)及び最近の國際基準の早期受諾、協調的脅威削減(CTR)及び世界規模での関連計画の実施加速、國際的な能力開発及び情報共有へのさらなる誓約を含め、核物質や施設に対する防護の強化にむけた追加措置に合意すべきである。[13章1-16節、22-23節]

28.2010年4月の核セキュリティに関するグローバル・サミットとそれに続くフォローアップ活動においては、囲み13-1に示すような、実行に焦点を当てた問題が優先されるべきである。[13章4節]

29.「汚い爆弾」に利用可能な物質の管理については、法律や使用認可の改正、利用者の意識啓発、安全とセキュリティの文化の一般的達成における各国の支援とともに、放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範を協力して実行する一層の努力が求められる。[13章17-21節]

30.各国が自国の機密情報を共有するのみならず、それらの解説や対応のノウハウを他国に提供することを可能にするような仕組みを提供する機密情報センターの設立努力が継続されるべきである。[13章22節]

31.核密輸に関する國際技術作業グループに対する追加的なリソース提供を含め、不法取引で摘発した物質や核爆発に使用された物質の出所を特定する新しい科学である核鑑識に強い支援が与えられるべきである。[13章24-25節]

核エネルギー管理

32.平和目的での核エネルギー利用は、軍縮、不拡散にならぶNPTの基本三本柱の一つとして引き続き強く支持されるべきである。IAEAの技術協力プログラムを通じたものを含め、人間開発に向けて平和目的の核エネルギー利用を最大限活用するために、發展途上国支援に一層のリソースが提供されるべきである。[14章1-3節]

33.2008年のG8北海道洞爺湖サミットで始動した、核エネルギーの基盤整備に関する國際協力イニシアティブに支援が供与されるべきである。これは、3つの「S」、すなわちSafeguards(保障措置)、Security(セキュリティ)、Safety(安全)の重要性についての意識を世界中で喚起し、関連措置の發展における関係国への支援を目的とするものである。[14章4-6節]

34.拡散抵抗性は、核施設の設計や運転における必須目標として政府ならびに産業界によって保証され、また、制度的・技術的措置を通じて促進されるべきである。これらは片方が欠けても十分ではない。[14章7-8節]

35.拡大するプルトニウム再利用や予想される高速中性子炉の導入は、不拡散の目的を促進し、拡散やテロの危険性の増大を回

避する形で追求されなければならない。特に、高速中性子炉の研究開発における主たる目標は、兵器級プルトニウムを生産しないような設計・運用とすべきである。[14章9-15節]

36.多くの国家における使用済み燃料の蓄積増加を避けるために、燃料供給国による使用済み燃料の回収取極めといった国際的措置がとられることが望ましい。こうした観点から、とりわけ初装荷燃料からの燃料回収に注意が払われるべきである。[14章13節]

37.現行の再処理方法をすべて回避するために、使用済み燃料の取り扱いに関する新技術が開発されるべきである。それらが確立するにつれ、熱中性子炉でのMOX燃料の使用や通常再処理施設は段階的縮小が可能となる。[12章26節]

38.核関連産業ならびに産官協力は、民生核分野の世界的拡大にともなう拡散の危険性を低減する上で一層大きな役割を担う必要がある。規則や条約が運用上妥当なものになることを確保し、遵守を助長するために、産業界はその活動に影響を及ぼす規制や条約の起草をする上で政府の積極的な協力者となるべきである。[14章16-24節]

多国間核燃料サイクル

39.核燃料サイクルの多国間化は、とりわけ燃料バンク、濃縮、再処理、使用済み燃料貯蔵施設の多国間管理を通じて強く支持されるべきである。こうした取り組みは、核エネルギーの平和利用に対する世界の信頼を構築する上で極めて重要な役割を担い、また、機微な燃料サイクル活動に関する多国間検証や管理が要件となることで、核兵器のない世界に向けた重要な基盤を提供することになる。[15章48節]

40.より広範囲に及ぶ提案が受け入れられるまでは、自発的な取極めが支持されるべきである。そうした取極めにおいて、受領国は、供給保証の見返りとして、協定の有効期間は国内における機微な燃料サイクル施設の建設や運用を中止する。[15章47節]

2010NPT再検討会議に向けた優先事項

41.2010NPT再検討会議に向けては以下を主たる優先課題とすべきである。

(a) 軍縮のための行動

2000年に合意された「13項目の実践的措置」を更新、拡大した20項目からなる「核軍縮に関する行動のための新たな国際合意」(囲み16-1参照)への合意。

(b) 保障措置の強化と実行

以下に関する合意：

- すべての国家は追加議定書の適用を受諾すべきであること。また、その普遍的な支持を奨励するために、いずれの国も追加議定書の受諾を核輸出の条件とすべきであること。
- NPTを脱退する国家はNPT締約国であった時に取得した核物質、機材、技術を非平和目的に使用してはならないと宣言すること。
- いかなる脱退も国際の平和と安全に対

する脅威と見なされると国連安保理が明確にするよう勧告すること。

- 脱退後も引き続き保障措置協定を適用することを核輸出の条件とするよう各国に勧告すること。

(c) IAEAの強化

セディージョ委員会が2008年に勧告したように、あらゆる「実質ゼロ増額」制約を排し、よって中心的業務における臨時支出への依存を低下させるべく、IAEA予算を大幅に増額させるとの合意。

(d) 中東非大量破壊兵器地帯

国連事務総長は、地域の重要国すべてが受諾可能な信頼醸成措置を特定することを含め、1995年決議の履行に向けた創造的かつ斬新な方途を検討し、その促進に向けた早期協議を開始するために、あらゆる関係国が参加する会議を早期に開催すべきであるとの合意。

(e) 核セキュリティ

各国は、2005年の改正核物質防護条約、最近の国際基準、世界各地での協調的脅威削減及び関連プログラムの履行の加速、国際的な能力開発や情報共有への一層の誓約を含め、核物質や施設の防護強化に向けたさらなる措置を講じるべきであるとの合意。

(f) 平和利用

平和目的での核エネルギー利用という奪い得ない権利は引き続きNPTの基本目的の一つであること。また、人間開発に向けて開発途上国が平和目的での核エネルギーを最大限活用することを支援すべく、IAEAの技術協力プログラム等にさらなるリソースを費やすことへの合意。

核弾頭数の削減：二国間及び多国間プロセス

42.「最小化地点」が到達目標とすべきは、2025年までに世界の核弾頭数の合計を2000発以下にすることである。ここにおいて、米ロはそれぞれ合計で500発まで削減し、その他の核武装国の核兵器保有量については少なくとも増加をしない(そして相当数を削減すること)が望まれる。この目標は、戦略核のみならず、すべての核兵器にかかるものであり、また、配備された核兵器のみならず、保管されている弾頭や解体待ち(しかし再び組み立てられ、配備される可能性あり)の弾頭の削減も含まれる。[7章8節、18章1-3節]

43.二国間の目標を達成可能な範囲に持ってくるために、米国とロシアは現在交渉中のSTART後継条約の履行を加速させ、その下で目指す削減を2015年以前に前倒しすべきである。[17章13節]

44.条約の批准後、米国とロシアは、さらなるSTART合意に関して遅くとも2015年までに達成することを目指し、集中的な交渉を再開すべきである。そこでは、2020年までに、それぞれの弾頭数の合計が1000以下、望ましくはそれよりもはるかに少ない数に削減される。[17章12-13節]

45.米ロ以外の核武装国の保有数合計が1000発以下で、全世界の核弾頭の最大数を2000発以下にするという「最小化地点」の目標達成に向け、すべての核武装国に最優

先で求められることは、自国の核兵器数を増やさないとの明確な誓約を行うことであり、当該国はそうした宣言を可能な限り早期に追求すべきである。[17章15-16節]

46.多国間軍縮交渉の基盤整備をめざし、すべての核武装国は相互における戦略対話を開始すべきである。また、ミサイル防衛、通常兵器における不均衡、軍縮の検証といったプロセスの全段階で持ち上げる諸問題について、系統的かつ実質的な研究が各国で実施されるべきである。[17章17-19節、22-24節]

47.多国間軍縮プロセスの前進には適切な交渉過程に関する早期の合意が必要であることから、すべての核武装国が参加する、公式ないし非公式ベースでの初期協議における適切な場としてジュネーブ軍縮会議が検討されるべきである。[7章9節、17章20-21節]

48.すべての核武装国の共通利益になりうる信頼性のある将来的な検証プロセスの強化をめざして、すべての関連記録の特定、保全、保存を確実にする関連措置及びサンプル採取といった「核考古学」的措置がとられるべきである。[17章25-26節]

核ドクトリン：先行不使用、拡大抑止、消極的安全保証

49.核兵器の究極的廃絶に至るまでの間、すべての核武装国は明確な「先行不使用」の宣言を行うべきである。すなわち、核を持つ可能性のある潜在的な敵に対しても核兵器を予防的にも先制的にも使用しないと誓約し、核兵器の使用あるいは使用の威嚇は、自国あるいはその同盟国への核攻撃に対する報復手段としてのみ可能にすることである。[17章28節]

50.現段階でそのような宣言を発する用意がなければ、すべての核武装国は、少なくとも核兵器の完全廃棄が達成されるまでの間、核兵器保有の唯一の目的は自国あるいはその同盟国に対する核兵器使用の抑止にあるという原則を受け入れるべきである。[7章10節、17章28-32節]

51.当該の同盟国、すなわち現在、拡大抑止力の恩恵を受けている国々に対しては、生物兵器や化学兵器によるものを含め、他の容認できない危険に晒されることがないという確固たる保証が与えられるべきである。この文脈において、生物・毒素兵器禁止条約や化学兵器禁止条約に対する普遍的な支持を促進し、前者の遵守に向けたより実効的な方策を生み出すための確固たる努力が継続されるべきである。[17章29節]

52.2010年初頭に公表予定の米国「核態勢の見直し(NPR)」に、少なくとも「唯一の目的」宣言が盛り込まれることが特に重要である。こうした宣言は他の核武装国に対する積極性増進の圧力となり、2010年NPT再検討会議での「二重基準」議論を軽減するものである。[17章32節]

53.すべての核武装国は、非核兵器国に対して核兵器を使用しないとの新しくかつ明確な消極的安全保証(NSA)を、拘束力のあ

る安保理決議によって裏書された形で供与すべきである。NSAの不適用を正当化できるほど重大な程度においてNPTを遵守していないと安保理が決定した国家に限っては、こうした保証を与えないということが唯一の条件とされるべきである。[17章33-39節]

54.NPT上のすべての核兵器国は、あらゆる非核兵器地帯条約の議定書に署名批准すべきであり、他の核武装国家は(NPT枠外にある内は)それぞれの非核兵器地帯に対して個別の消極的安全保証を供与するべきである。[16章16節]

核戦力態勢：発射警戒態勢及び透明性

55.基本目標は、壊滅を狙う先制攻撃に対して生き残れることを明白に示しつつ、核戦力の即時使用を不可能にするような配備への変更を可能な限り早期に実現することである。配備や発射警戒態勢における透明性確保により、安定性の最大化が図られるべきである。[7章12-15節、17章40-50節]

56.あらゆる核兵器の発射において決定に要する時間を延長する手段が確立されることが重要である。米ロを含む交渉プロセスの困難さや複雑さは理解するが、とりわけそれらの兵器の警報即発射態勢を可能な限り早期に解除すべきである。[17章43節]

57.軍縮の実質的前進を可能とする戦略的対話の実現には、すべての核武装国の側から、核ドクトリンと戦力態勢の双方における可能な限り最大の透明性が示されるべきである。[17章44節]

58.イスラエルのあいまい政策の緩和はこの観点において有益であるが、緩和の意志に変更がないからといって、それが同国が多国間軍縮交渉に参加しない理由となつてはならない(核軍縮とは保障措置下でない核分裂性物質を取り上げ国際的な保障措置下に置くプロセスであると定義できるのであるから)。[17章45-50節]

北朝鮮とイラン

59.安全の保証や経済支援への見返りとしての検証可能な非核化やNPT復帰を含め、北朝鮮による公然たる核兵器計画追求をめぐる問題について、十分な交渉を通じた解決のため、6か国協議の枠組みの中での努力が継続されるべきである。[17章52-56節]

60.イランの核能力や意図をめぐる問題について十分な交渉を通じた解決のため、P5+1、国連安保理、IAEA参加国による努力が継続されるべきである。同国の濃縮計画の一部が残されても、より踏み込んだ査察や検証体制を伴うものとなり、イランが核兵器を保有しておらず、追求してもいないという信頼を国際社会に与えるものとなる。[17章57-60節]

他の関連する安全保障問題：ミサイル、宇宙、生物及び通常兵器

61.相互に関心ある分野での共同運用の可能性を含め、戦域弾道ミサイル防衛システムのさらなる開発を容認しつつ、しかし戦略弾道ミサイル防衛には厳しい制限を課す

ことを目的として、対弾道ミサイル(ABM)システムの問題が再考されるべきである。核兵器のない世界においては、戦略ミサイル防衛は潜在的な背信者に対する保険として重要な安定化の役割を担うものであるが、現在では二国間、多国間の核軍縮交渉における深刻な障害となっていることが認識されるべきである。[18章28-30節、2章30-34節、17章18節も参照のこと]

62.ミサイル拡散を抑制するための国際的努力は継続されるべきである。しかし、INF(中距離核戦力)全廃条約の多国間化の失敗の継続が、現在の加盟国がINFを脱退する口実として使われるべきではない。[2章35-37節]

63.宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS)に向けたジュネーブ軍縮会議(CD)の現在の取組みや在ウィーンの国連宇宙空間平和利用委員会の活動が強く支持されるべきである。[18章31節]

64.生物兵器禁止条約ならびに化学兵器禁止条約の普遍的遵守を促進し、多くの困難を越えて実行可能な条約検証体制を構築することを含め、生物・毒素兵器による攻撃の可能性に対するより有効な防御手段を確立するために、確固たる努力が継続されるべきである。[17章29節、18章32-33節]

65.核武装国間での通常軍備の量及び質における不均衡問題、特に米戦力の相対的規模については、欧州通常戦力(CFE)条約の内容を再考することを含め、将来的な二国間及び多国間での核軍縮交渉の重大な障害にならないよう真剣に取り組む必要がある。紛争予防や紛争解決に向けたさらなる協調的アプローチを確立することは、もっぱら軍備制限措置を焦点化するよりもこの文脈においてより生産的となることが証明されるだろう。[18章34-36節]

行動アジェンダ：短期、中期、長期

66.2010年NPT再検討会議を含む、現在から2012年までの期間における「短期行動計画」については、囲み17-1に示された諸問題に焦点をあてるべきである。

67.短期における達成進捗を評価し、その後の方途を検討する手段として、2012年後半に軍縮特別総会を開催する可能性を国連総会は追求すべきである。2010年再検討会議の成果や、必要な財政や努力を費やすに足る十分な気運が醸成されているかを勘案するために、開催に関するいかなる決定も2010年半ばまで延期すべきである。[17章2-3節]

68.2012年から2025年までの期間における「中期行動計画」については、囲み18-1に示された諸問題に焦点をあてるべきである。

69.2025年以降に向けた「長期行動計画」については、囲み19-1に示された条件の確立に焦点を当てるべきである。

70.軍縮への気運が長期にわたって醸成されるにつれ、費用分担の問題が浮上してくるであろうことに鑑み、利害を持つ国々が軍縮・不拡散にかかる費用の算出及びそれら

資金調達の可能性や方途について詳細な研究を行うことは有益である。[18章26-27節]

政治意志の喚起ならびに維持

71.新旧のメディア及び直接的な政策提言を通じて、政策決定者あるいは核軍縮・不拡散問題で政策決定者に影響を持つ人々に対し、よりよい情報提供を行うような持続的キャンペーンが必要である。その能力を有するNGOに対しては、こうした役割を効果的に担うのに必要な範囲で、政府や慈善団体が適切な支援を行うべきである。[20章7-10節]

72.核兵器の歴史、核兵器の配備継続や拡散にともなう危険や脅威、今後とりうる方途に焦点を当てつつ、核軍縮及び関連問題についての学校や大学における公式教育や訓練があらためて重視されるべきである。これに関連して、大学、外交訓練機関その他における、科学・技術、戦略的政策及び法律を網羅する核関連問題のより専門性の高い講座が必要である。[20章11-12節]

73.現在配付されている「モデル核兵器禁止条約」の概念をいっそう改良し、発展させるための作業を直ちに開始すべきである。そのなかで、その条項を可能な限り実現可能で現実的なものとし、それへの支持を獲得してゆく。気運が高まった際に、多国間軍縮交渉に情報と指針をあたえるような十分に検討された草案を作成しておくことが目指されるべきである。関心を持つ政府は核兵器禁止条約のさらなる改善に向け、適切なリソースをもってこれを支援するべきである。[20章38-44節]

74.長期的に政治意志を持続させる一助となるべく、本報告書の示した行動計画に対する核武装及び非核武装国家の履行状況を、十分に専門的で広範な研究に裏書された権威ある国際パネルが評価するという定期的な「成績表」が出されるべきである。[20章49-50節]

75.いくつもの異なる国々で、多数の機関や組織が行っている核不拡散・軍縮問題に関する作業の中心拠点及び情報センターとして機能するとともに、同志国家や市民社会組織に対する研究・政策提言に支援を提供し、また、上述の「成績表」の準備を行うために、「核不拡散及び軍縮に関するグローバル・センター」の新設が検討されるべきである。[20章53節]

76.上記センターは以下の2つのレベルにおいて機能するよう組み立てることができよう。
(a)既存の関連研究センターの広い国際ネットワークのリソースから直接的に集められた常勤の研究・政策提言専門家の拠点として。
(b)広範な経験を有する国際的な著名人からなり、センターが発行する報告書、政策提言、キャンペーンに適宜承認を与える決定権のある、あるいは諮問的委員会の形式をとった、上部機関として。[20章51-54節]

(訳:ピースデポ)

特集：ICNND 報告書

図説：世界の非核兵器地帯

2009年、
全地帯発効！

「核兵器のない世界」 北東アジア

中央アジア非核兵器地帯条約(セミパラチンスク条約)

●締結署名:2006年9月8日

●発効:2009年3月21日

●地帯の範囲

下記5か国の領土、全ての水域(港湾、湖、河川)、及びこれらの上空。

●地帯内に位置する国・地域

カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の5か国。

●核保有国の対応

核兵器国に署名が開放される議定書は、「核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないこと」、条約及び議定書締結国によるいかなる違反行為にも寄与しないこと」を定めている。中、ロは好意的、米英仏は批判的。

2009年、中央アジアとアフリカでそれぞれ非核兵器地帯条約が核軍縮気運が高まる中、軍事力に依存しない「非核の傘」で平和と「核兵器のない世界」の実現に向け、今アジアの私たちができる最も私たちが歴史から学んだ。不信、対立と軍拡のサイクルからは何このアジアの地に根強く残る「冷戦思考」を終わらせるために、私

モンゴル非核兵器地帯地位

●1998年12月4日:国連総会決議で一国の非核兵器地位を認知

●2000年2月3日:国内法制定

●現在、非核兵器地帯地位に基づく中・ロ・モンゴル多国間協定を模索中。

アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約)

●締結署名:1996年4月11日

●発効:2009年7月15日

●地帯の範囲

アフリカ大陸、OAU^{*}のメンバーである島しょ国、およびOAU^{*}の決議によってアフリカの一部とみなされた島々の領土および領海。(地図は、付属書Iに基づいて作成した。小島は示されていない。)

【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。

●地帯内に位置する国・地域

アガレガ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャード、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国(ザイル)、コートジボアール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーロパ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジュアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ(1985年にOAUを脱退)、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セイシェル、シエラ・レオーネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トロメリン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバル、ジンバブエ(一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。)

●加盟国

52か国が署名、28か国(アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、コートジボアール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ジンバブエ)が加盟。

●核保有国の対応

議定書Iでは、条約締結国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書IIは、地帯内での核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英は、署名・批准、米、ロは署名済み。

※2002年7月、OAUはアフリカ連合(AU)へと移行。

東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)

●締結署名:1995年12月15日

●発効:1997年3月27日

●地帯の範囲

東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりなる区域。(図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。)

●地域内に位置する国・地域

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある)

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の10か国。

●核保有国の対応

5つの核兵器国に対して「条約締結国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書(第2条)への参加を求めている。米は、一方的に核使用を禁じていること、経済専管水域までも地帯に含まれること、から議定書への署名を拒否している。中国は支持しているが未署名。

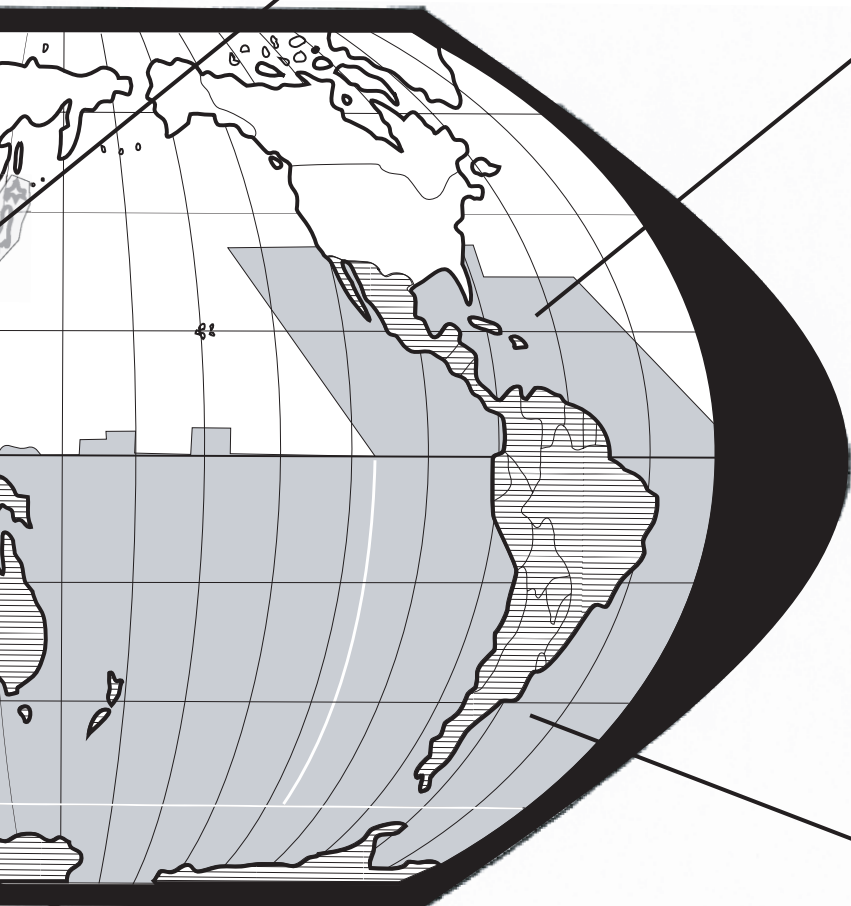


「世界」へのアジアからの貢献 北東アジア非核兵器地帯に進もう

発効し、現存する5つの非核兵器地帯条約はすべて「発効済」となった。世界的な安全を確保しようとの、地域発の「ビジョンと行動」がますます求められている。最大の貢献が、「北東アジア非核兵器地帯」設立に向けた具体的な一歩である。「生まれないことを。力の均衡で安全を維持することは不可能だということ。を。たちが声をあげよう——「いまこそ、北東アジア非核兵器地帯の実現を！」

北東アジア非核兵器地帯(非政府提案)

- 1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もっとも現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつなげ、それを米・中・ロが支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与え
- る「スリー・プラス・スリー」案がある。
- 2004年、モデル「北東アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。
- 2008年、民主党核軍縮促進議員連盟が条約案を記者発表。



2010年1月15日 ピースデポ作成

南極条約

- 締結署名：1959年12月1日(ワシントン)
- 発効：1961年6月23日
- 地帯の範囲
南緯60度以南の地域・ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。
- 地帯内に位置する国・地域
なし。南極での領土権は凍結されている(第4条)。
- 加盟国
5つの核兵器国を含む47か国。

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約※ (トラテロコ条約)

- 締結署名：1967年2月14日
- 発効：1968年4月22日
- 地帯の範囲
北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。(図は、この領域を示している。)
- 地帯内に位置する国・地域
アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビス、セント・ビンセント、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ
【注】その他にプエルトリコ(米自治領)やフォークランド諸島(英植民地)など植民地下の島々がある。
- 加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の33か国。
- 核保有国の対応
5核兵器国すべてが、条約締結国に対して核兵器を使用しないこと、または使用すると威嚇を行わないことを定めた付属議定書Ⅱに署名、批准寄託している。
※1990年に現在の名称に変更された。

南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)

- 締結署名：1985年8月6日
- 発効：1986年12月11日
- 地帯の範囲
条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。
- 地帯内に位置する国・地域
オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド(NZ)、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島(NZ自治領)、ニウエ(NZ自治領)
【注】その他に植民地下の仏領ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア(仏)などがある。条約は太平洋諸島フォーラム(2000年10月、『南太平洋フォーラム』より名称変更)参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。
- 加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の13か国。
- 核保有国の対応
条約締結国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、現在米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。

「核兵器のない世界」への落とし穴

09年10月から12月にかけて、米議会で2010会計年の核兵器並びにミサイル防衛(MD)関連予算法があいついで成立した。核兵器関連予算については、オバマの「核兵器のない世界」へのビジョンがどのように反映されるかが注目されたが、構成、承認額ともにブッシュ政権下の2009年度予算と基本的に変らぬ内容であり、新型核兵器開発につながりうる予算も承認された。一方MD関連では従来型の欧州の地上配備計画の全廃を含め、ミッドコース(中間飛行段階)関連予算は大幅に削減されたが、一方でそれを代替する対中距離弾道ミサイルシステムの予算が増額された。

10会計年予算は「核態勢見直し(NPR)」の結論が未だ出されない中で、いわば暫定的な性格を持つ。しかし、如実に示されたのは軍、国防総省、議会の根強い核兵器・MD依存志向であった。

新型核兵器の研究予算を承認

—エネルギー・水開発等歳出法

エネルギー省の国家核安全保障管理局(以下、NNSA)が所管する核兵器活動関連予算として、2010会計年「エネルギー・水開発等歳出法(09年10月28日大統領署名、公法111-85)は、09会計年と同水準の63.8億ドルを承認した。当初からNNSAの要求自体が「現在の能力の継続のみを反映した」ものであり、「今後の戦略核政策の決定により変動する」ものとされていた¹。

「核兵器活動」の重要な柱である「核兵器備蓄活動」として承認された約15億ドルには次の予算が含まれた。

※W76弾頭(潜水艦発射弾道ミサイル用)の寿命延長プログラム(LEP)：2億2320万ドル。

※B61-12核爆弾の非核部品に関するフェーズ2研究(実現可能性研究)及びフェーズ2A研究(設計定義・コスト研究)：3250万ドル。

B61は、2000年には寿命を20年延長するためのB61-7及び11への改造が行なわれている。今回は、それを更に改良するための非核弾頭部分の研究予算が承認された。フェーズ2及び2Aは、7つのフェーズに分類された核兵器のライフサイクルの比較的初動段階に当たるものである²。

ブッシュ政権は、06年、備蓄核弾頭を、より持続的で安全かつ信頼性の高い兵器に代替する「信頼性代替弾頭」(RRW)計画を開始した。この計画は議会で批判され、08会計年には関係予算は全額カットされた。当時、NNSAがRRWへの代替を計画していたものの一つがB61であった。

オバマ政権は、09年2月26日の2010会計年予算教書において、RRW計画の凍結と、RRWに代わる措置としての「寿命延長計画」を継続するとの方針を示した。

議会は、「現在の核能力の継続」(NNSA)という名目の下で「非核部品」に限定しつつも核兵器の改良＝新型兵器開発を認めた。これはRRW計画の事実上の復活にも道を開きうるものである。背景には、包括的核実験禁止条約(CTBT)批准の

影響を小さくしたい議会保守派の思惑があるものと思われる。

もっとも議会は、B61-12の研究を「核弾頭部分」にまで拡大することに対しては「両院の歳出委員会の事前承認」というハードルを設けると共に、エネルギー省長官と核兵器評議会(NWC)³に次の2つの行動を求めた⁴。

(1)NPR報告の公表から60日以内に、核テロの危険性と軍事的脅威の観点に立った戦略的及び戦術的目的にとって、B61の国家安全保障及び拡大抑止への有効性を評価する研究の実施について、米国科学アカデミーと合意すること。

(2)NPR報告の公表から90日以内に、B61-12が、核実験なしで、21世紀の長期にわたる兵器を構成するにたる余力を持つのか、あるいは短期間で交換ないし引退につながる程度の兵器であるかどうかについての研究をジェイソン国防諮問委員会⁵に依頼すること。

一方議会は、新しいプルトニウム施設である化学・金属代替複合施設に9700万ドル、核弾頭の二次爆発部を組み立てるY-12ウランウム処理施設の設計費として9400万ドルを承認した。

オバマ政権発足にあたって発表された「オバマ・バイデン政策課題(アジェンダ)」⁶は新型核兵器開発の中止を公約した。しかしNPR報告の内容によっては、新型核兵器開発方針が勢いをます可能性がある。注意深い監視が必要である。

MDは増強基調の改編—国防歳出法

2010会計年国防歳出法(09年12月19日大統領署名、公法111-118)からMD関連予算を抜粋したのが下の表である。表

2010年会計年ミサイル防衛関連予算(単位:100万ドル)

	2009年	2010年	
		政府要求	議会承認
(1)研究開発			
ミッドコース防衛要素	1507.5	982.9	1032.9
ブースト防衛要素	400.8	186.7	186.7
運動エネルギー迎撃体	385.5	—	—
イーゼスシステム	1113.7	1690.8	1468.4
多弾頭迎撃体(MKV)	283.5	—	—
欧州迎撃基地(ポーランド)	362	—	—
欧州ミッドコース・レーダー(チェコ)	76.5	—	—
イスラエル共同計画	—	119.6	202.4
小計	8474.6	7120.5	6826
(2)軍事建設			
欧州迎撃基地(ポーランド)	42.6	—	—
欧州ミッドコース・レーダー(チェコ)	108.6	—	—
小計	169.5	30.2	30.2
(3)配備			
THAAD・ブロック5	104.8	420.3	420.3
THAAD・TPY-2先端レーダー	—	—	41
イーゼス・ブロック5	56.8	168.7	226.3
小計	161.6	589	686.6
総計	8965.7	7826.3	7589.5

2010会計年国防歳出法

には、09年度の予算額と10年度の国防総省の要求額を合わせて示した。2010会計年に向けて承認された約93億ドルのうち約85%がミサイル防衛庁(MDA)予算である。

長距離BMD関連予算に関しては、チェコ及びポーランドMD計画関連の研究開発及び基地建設費を全面カットするとともに、アラスカ、カリフォルニアの地上配備中間段階防衛も、当初予定の44基から30基へと削減された。またエアボーン・レーザー (ABL)、運動エネルギー迎撃体(KEI)、多弾頭迎撃体(MKV)などの研究開発予算も、政府要求の段階で軒並み削除された。それに対して戦域高高度防衛ミサイル(THAAD)、イージス・システム、スタンダード・ミサイル(SM)3など、中距離弾道ミサイルの脅威に対抗する代替策の予算が大幅に増やされた。これら中距離BMDシステムは、大陸間弾道ミサイル(ICBM)を迎撃できる能力を持ったシステムの開発・配備までも視野に入れたものである。

START後継条約を牽制—国防認可法

2010会計年国防認可法(10月28日大統領署名、公法111-84)の1251節は、大統領に対して、本法の発効もしくはSTART後継条約の上院への承認提案の日のいずれか遅い日から30日以内に、次の計画に関する報告を議会の防衛・外交委員会に提出するよう求めた：(A) 備蓄核兵器の安全性、セ

キュリティ、信頼性の向上、(B)核兵器複合体の近代化、(C)核兵器の運搬手段の維持計画。

また同節は「大統領は、START後継条約は、合衆国の弾道ミサイル防衛網、宇宙能力、または先端通常兵器システムに対するいかなる制限も含んではならないとする、合衆国の確固とした立場を堅持すべきである」との議会の認識を示した。

これらの背景には、START後継条約が、戦略運搬手段数を規制するのみならず、備蓄核兵器の代替・改良や、核兵器以外の分野に波及することに対する軍と国防総省、及び議会保守派の意思が強く働いているものと思われる。

このような議会の認識と2010予算承認状況を考えるならば、「核兵器のない世界」への道には大きな障壁が立ちただかっているとわざるを得ない。(湯浅一郎、田巻一彦) **M**

注：

- 1 エネルギー省・2010会計年予算議会要求書、www.cfo.doe.gov/budget/10budget/Content/Highlights/FY2010Highlights.pdf
- 2 本誌189号(03年6月15日)。
- 3 メンバーは、調達・技術・兵站担当国防次官、統合参謀副議長、核セキュリティ担当エネルギー次官、政策担当国防次官、戦略軍司令官。
- 4 「エネルギー・水開発等歳出法案」に関する両院協議会報告(09年10月15日)。
- 5 1960年に設立された国防科学技術諮問委員会。メンバーは秘密とされている。
- 6 本誌322号(09年2月15日)に抜粋。

「さい塾」 記者会見

米軍佐世保基地の弾薬不法投棄 事件の土壌はずさんな弾薬管理

08年10月27日に起きた、米海軍佐世保基地の2兵士による海中への弾薬不法投棄事件に関して、米情報公開法により入手した海軍内部文書によって新事実が明らかとなった。一定量の弾薬の年度内消費という圧力が事件の直接の引き金であり、佐世保基地における弾薬管理のずさんな実態がその土壌となった。「さい塾」が11月20日に佐世保市で記者会見した。事件は、地位協定における日本の管理権の拡大の必要性を示している。

佐世保基地における弾薬不法投棄事件

2008年10月27日未明、米海軍佐世保基地の警備部に所属する2等兵曹が、上級の1等兵曹と共謀して、未使用の散弾約3000発とライフル弾335発を赤崎貯油所、前畑弾薬施設、針尾島弾薬施設の海に投棄した(地図参照)。その後の作業で米軍側は、弾をほとんどすべて回収したとしている。2等兵曹は犯行を認め、同基地司令官によって処罰された。他方1等兵曹は犯行を否認したため特別軍法会議が開かれ、2009年4月24日に無罪となった。

この事件に関しては、地元紙などで報道がなされた。また市民運動や市議会の中で事件の真相解明と再発防止を求め

る動きが相次いで起きた。しかし、事件の真相はほとんど明らかにされなかった。

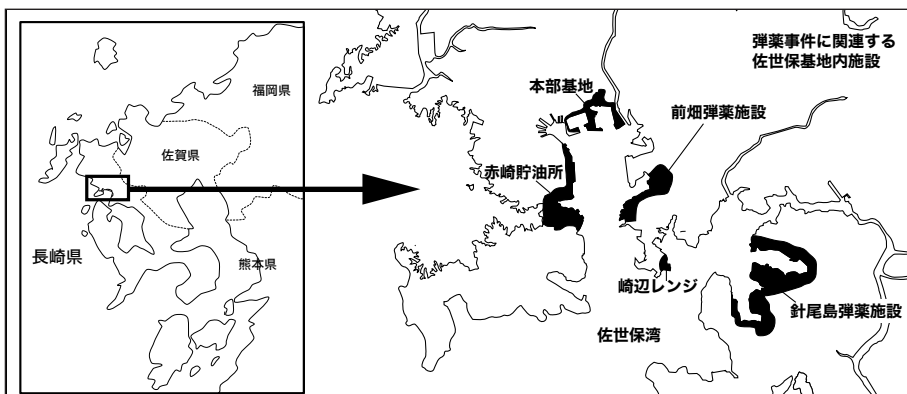
情報公開請求の概要

「さい塾」(主宰：梅林宏道)では、弾薬不法投棄がどのような理由で行われたのか、また弾薬のチェック体制はどうなっているのかなど、市民の安全に関わる重要な疑問を明らかにするため、在日米海軍司令官に対して二回にわたって情報公開請求を行った。

第一回請求内容(09年1月11日)：08年10月27日の弾薬不法投棄事件に関する①事件の経過の記述、②米海軍による捜査、③弾薬の処分を規定する米海軍の指令や規則、④再発防止の措置に関する文書など全ての文書。

第二回請求内容(09年8月13日)：09年4月24日に行われた被疑者の1等兵曹の特別軍法会議に関する①1等兵曹の捜査や法廷資料(判決を含む)、②再発防止のために米海軍がとった改善措置などすべての文書。

第一回請求に対しては71ページの文書、第二回請求に対しては23ページの文



【資料1】事件の経過

◆10月24日

- 09:00頃 二等兵曹と一等兵曹を含む基地警備部兵員らが、崎辺レンジでM-16ライフルと散弾銃の射撃訓練を始める。
- 13:30頃 二等兵曹は弾をすべて撃ちつくさなければならぬと考え、処理について一等兵曹と相談する会話を交わす。一等兵曹は「よくやったやり方」を示唆する。
- 15:30頃 一等兵曹が弾薬の缶から実弾を取り出し、ゴミ袋に入れる。
- 16:00頃 崎辺レンジの清掃が終わった後、移動式レンジに移動し、車から実弾入りの袋を取り出しレンジに降ろす。
- 17:00過ぎ 佐世保基地に戻り、二等兵曹と一等兵曹がその夜に捨てることで合意。
- 18:30頃 二等兵曹、結局その日は弾薬を捨てないことに決める。

◆10月27日(以下はすべて二等兵曹の行動)

- 02:30 巡回車に乗り、移動式レンジから弾薬を拾って荷台に積む。赤崎貯油所に到着し、散弾を海中にバラバラに投棄。
- 03:30頃 前畑弾薬施設に移動し、ライフル弾1袋を投棄。
- 04:10頃 針尾島弾薬施設に移動し、袋入り散弾残り全てを海中に投棄。
- 04:45頃 弾薬投棄を終え、本部基地に戻る。

書が公開された。計94ページの文書は4種類の文書から成る。

事件は氷山の一角

今回入手した文書のうち、米海軍犯罪捜査部が08年11月4日に作成した最終捜査報告書(以下、犯罪捜査部「捜査報告書」)は、弾薬投棄に至る経過が詳しく記述されている(要約を資料1に掲載)。そこに描かれている警備部兵士たちの生々しい会話の中で、今回の事件は氷山の一角である可能性が示唆されている。

第一に、10月24日の射撃訓練の13:30頃、弾薬が使い切ることができそうにないと考えた2等兵曹が「この弾を全部早く無くするにはどうしたらいいだろう」と尋ねると、1等兵曹が「昔よくやっていたやり方がある」と答え、2等兵曹が頷いて「それだったら私も知っていると思う」と言う場面がある。弾薬の不法投棄が暗黙の了解となっている現実を示している。

第二に、捨てた弾薬が発見されて犯行が露呈することを恐れる2等兵曹に対して1等兵曹が、弾に海軍弾薬兵站コード(NALC)がついていないので追跡できないと説明し、「彼らには何の手がかりもないし、行方不明になっている弾を抱えている部隊があそこにはわんさとあるので追跡できない」と言う場面がある。文書には1等兵曹がガナーメイト1という武器弾薬専門兵であることが示されているが、そのような立場の兵士が、弾薬の行方不明が常態化しており、出納上の辻褄を合わせておけば部隊を特定できないと認識している。これは佐世保基地における弾薬管理が極めて危うい状態にあることを示している。

動機:年度内に弾薬を使い果たす

2等兵曹が弾薬投棄に至ったのは、年度内(9月末)までに弾薬を撃ちつくさず、在庫を抱えると次年度の弾薬の割り当てが減り、資格維持のための射撃訓練ができなくなると判断したためであることが判明した。

第一に、犯罪捜査部「捜査報告書」において、事件当時同行していた警備部兵士の任意供述の中で、2等兵曹が弾薬を全て消費しなければならないという圧力を感じていたことが証言されている。

第二に、佐世保基地司令官が犯罪捜査部の報告書に基づいて基地司令官としての調査を行った報告書(以下、部隊司令部「捜査報告書」)の「調査事実」の章において、警備部士官

と2等兵曹が会計年度末までに戦闘外使用(弾薬)備蓄が過剰になると予想しており、2等兵曹は「管理は自分の責任である」(26節)と感じていたことが記されている。

弾薬管理のずさんさ

部隊司令部「捜査報告書」からは、警備部の出納記録マニュアルが適切でなく、訓練された兵士がおらず、記録を弾薬司令部に提出する時のチェック体制もなかったことが明らかとなった。この実態は、弾を海に捨てるなど物理的に廃棄しておけば帳簿上は辻褄が合わせられるという状況が存在したことを意味し、これが今回の事件の土壌となったことは明らかである。

部隊司令部「捜査報告書」には、例えば「小火器(能力)維持のための射撃に対して出納を追跡する手段や手順がなかった」、「06年3月時点の武器庫業務の標準業務手順には、弾薬棚卸し手順が含まれていない」、「弾薬記録は、技術的な点検を受けることなく海軍弾薬司令部に渡されていた」、「警備部武器庫係には、弾薬出納を正式に訓練された人員は過去2年間いなかった」などの記述がある。

米海軍は投棄された弾薬をすべて回収したと言っているが、極めて考えにくい。犯罪捜査部「捜査報告書」に記述された弾薬数を表にまとめた(資料2)。表から分かるように、9月2日以前の弾薬数が不明なまま計算が行われ、ライフル弾に関しては回収された数の発表しかない。また赤崎貯油所では散弾をバラバラに投棄したとされ、潜水作業をしたとはいえ、未回収弾が残っている可能性が高い。

【資料2】佐世保海軍基地警備部の弾薬

日付(2008年)	在庫 (括弧内は入庫数)		戻した 使用済み弾薬		不法投棄弾の回収		
	散弾	ライフル弾	散弾	ライフル弾	場所	散弾	ライフル弾
9月2日以前	a	b					
9月2日	1280 (1280)						
9月18日	6520 (5240)						
10月7日			1788				
10月24日	0						
10月30日			1400	c			
10月27日 -29日					赤崎 前畑 針尾島	2011	
10月31日					赤崎 前畑 針尾島	966	966*
11月1日					赤崎 前畑 針尾島	301	
					針尾島	32	
合計	6520+a	b	3188	c		3310	966*

行方不明の弾	
散弾	ライフル弾
22+a	b-c-966*

* 966は335の誤記の可能性がある

地位協定改定の必要性

この事件全体を通じて、米海軍内で弾薬管理が極めて安易に行われていることが明らかとなった。とりわけ佐世保基地においては、米軍車両が日常的に基地外に出て基地間の移送を行う(地図参照)。この状況において、武器・弾薬に関わる犯罪や事故が懸念される。市民の安全を全く顧慮することのないこのような活動を許さないためには、日本の管理権を強める必要がある。地位協定第3条3項「公共の安全に妥当な考慮を払う」という文言に加えて、そのための日本の権限を明記する必要があるであろう。その権限に基づいて佐世保基地特有の武器・弾薬の公道使用のルールが決められるべきであろう。(今岡直之、梅林宏道) **M**

米国側にも依然多くの不確定要因

政府は腰を据えて、 「沖縄の負担軽減策」の検討と対米交渉を

09年12月28日、与党3党の実務者レベル協議体「沖縄基地問題検討委員会」が発足し、海兵隊普天間基地の移設先に関する政府方針を今年5月に固めることを目標に検討が始まった。現在の日米合意である辺野古沿岸部への代替施設建設、県内・県外の他の場所への移転、グアムを含む国外への移転を含めた多様な選択肢が検討対象となる。

06年5月1日の日米「ロードマップ合意」の沖縄関連事項は事実上白紙に戻すことを意味するこの動きに対する旧政権与党・自民党や米務省、国防総省高官からの批判をメディアは伝えている。批判の前提には、海兵隊のグアム移転と辺野古代替施設建設という日米パッケージ合意は、不動の方針であるという認識がある。しかし、2010会計年の国防予算を巡る米国議会の議論などを冷静に見れば、軍の計画はむしろ大きな難問に直面しており、決着には相当の時間を要すると考えるのが妥当である。

2010会計年・米国防予算審議

08年3月24日の米下院軍事委員会の冒頭声明において、アイク・スケルトン委員長は次のように述べた。「(グアムへの海兵隊移転について)国防総省は依然としてグアムの海兵隊を支援するための考え抜かれた計画を明確にしていな

い」。これは2006年7月に米太平洋軍が作成した「グアム統合軍事開発計画(GIMDP)」¹に対する政府説明責任局(GAO)による一貫した批判²と軌を一にするものであり、それが2010年会計年の予算審議の基調となった。

09年10月28日に成立した「2010国防認可法」(公法111—084)には、2つの注目すべき条項が導入された。同法2836節及び2837節を次ページの資料1に訳出する。

2836節：普天間代替施設の安全性に疑問符

同節は、普天間代替施設の日本からの受入れにあたっては、同施設と運用計画が米海軍の飛行安全規準に合致することを国防長官が議会委員会に報告することを条件づけた。下院を通過した法案には飛行安全規準への合致について「国防長官が議会に保証を与える」という、より厳しい条件がつけられていた。それが上院で「報告」に条件が緩和された。この条項を提案したニール・アバクロンビー下院議員は「読売新聞」のインタビューに答え、辺野古代替施設には、滑走路が短い、近くに学校(国立沖縄高専)がある、飛行経路に電柱などの障害物が複数ある等の問題点があり、このままの計画では容認できないとの見方を示した³。

この条項は、米国が辺野古代替施設を容認しない可能性を示唆するものである。

2837節：グアム移転の戦略的合理性の説明を要求

議会は国防長官に対して本法発効から180日以内(10年4月末まで)に、グアムに移転する海兵隊部隊の種類、構成要素、現在の駐留場所及び駐留予定場所等に関する報告を提出するよう要求した。議会は、国防総省の報告は、2つの階層の分析を基礎とするものでなければならないとした。一

つは「一時駐留部隊を含む太平洋海兵隊全体を網羅する包括的な訓練戦略」であり、もう一つは「現在日本において活用可能な海兵隊の訓練能力に関連する諸要素」である。

国防総省は現在「4年毎の国防見直し(QDR)」の作業中である。太平洋海兵隊の配備計画は、その結果を受けて精査され公式決定される。議会は「移転する部隊の規模及び人数は、QDRとそれを受けた将来防衛計画(FYDP)によって示されるべきである」⁵と認識している。

議会の多数が海兵隊のグアム移転計画を「一般的に支持して」⁶いることは事実である。そのことは、約7億2千ドルの軍事建設予算を、海兵隊グアム移転と直接関連するものとしては初めて承認したことに表れている。しかし、これは総額130億ドル超と見込まれる予算全体のほんの一部にすぎない。130億ドルには工事関係者、軍人のグアムへの流入に対応するためのインフラ改善など国防総省以外の予算も含まれるが、その内容は全く白紙に近い。この予算を含む省庁間連携の調整責任者も、ようやく今回の「国防認可法」で国防長官官房に置かれることに決まったばかりである。

つまり、海兵隊グアム移転計画は今後大幅に変更されるのである。

環境影響評価書(EIS)案

グアム統合計画室(JGPO)は、09年11月27日、グアム移転に関する「環境影響評価書・海外環境影響評価書案」(DEIS / DOEIS)を公表、2月17日までの意見聴取期間に入った。

移転する軍部隊に関する要約を資料2に訳出した。そこに示された部隊及び規模は、国防総省が、GIMDPを具体化するものとして08年9月に議会に提出した「グアムに関する計画進捗計画」⁷と基本的に同じであり、グアムに移転する海兵隊部隊は常駐、非常駐をあわせて10,500人余りとされている。

「ロードマップ合意」は海兵隊の移転規模を8000人とし、移転後もなお相当の部隊が沖縄に残留するとされていた。しかしDEISを分析した宜野湾市は、これを「沖縄のほとんどの海兵隊実戦部隊とヘリ部隊を含め普天間飛行場のほとんどの関連部隊がグアムに行く」⁸ことを示すものであるとして、海兵隊の全面グアム移転が可能である主張している。これに対して、防衛省は沖縄駐留海兵隊の定数を基礎とすれば、抑止力を維持するために、なお相当数の海兵隊が沖縄に残ると反論している。与党内にも防衛省と似た認識を持つ人々が少なくない。

前記のように、主として米国の事情から、DEISに示された移転規模は下方修正される可能性がある。しかし、「沖縄の負担軽減」という原点に立てば、全海兵隊のグアム移転は優先順位の高い選択肢として検討されなければならないことは明らかである。

長期ビジョンと暫定策の両面から検討を

多様な要因が複雑に絡み合ったこの問題を簡単に決着す

ることはできない。重要なことは、事態を混迷させているのが、もっぱら日本の新政権の動揺や無定見であるという、野党や米国の官僚たちの為にする主張に振り回されてはならないということである。むしろ米国内の今後数カ月の動向によって事態は一層混迷する可能性がある。

政府は沖縄住民、自治体との対話を深め、「沖縄の負担軽減」にいかにか実質的な貢献をなすのかという観点に立ち、「ゼロ・ベース」から海兵隊問題を検討するべきである。そのためには、米国政府及び日本の外務省、防衛省に対して、以下の情報開示と説明を求める必要がある。

第1には、米軍の計画がどのようなものになるうとも、それが沖縄の実施的な負担軽減に資するものであることを示す情報の公開である。この観点は、「国防認可法」が要求した国防総省の説明からは欠落する恐れがあるので、情報開示には強力な外交交渉が必要である。とりわけ、基礎数字として沖縄における駐留海兵隊の規模と、グアム移転後に残留する規模が「実数ベース」で示されることが極めて重要である。

第2には、海兵隊の果たす「抑止力」に関する合理的説明がなされなければならない。海兵隊は何に対する、どのよう

な「抑止力」として沖縄に「駐留しなければならない」のか？この問題は、今年末を目標とする「防衛計画の大綱」見直しの重要な一部となろう。

政府は、沖縄の負担軽減を実現するためには、グアムであれ、米本土であれ、海兵隊の全面国外移転が、中長期的な最善の選択であるという立場で対米交渉に臨むべきである。国内移転先の探索は、交渉決着までの当座の間、普天間の危険を除去するための緊急避難策にすぎない。(田巻一彦) ^M

注

1 本連載第1回(第292号、07年11月15日)。

2 本連載第2回(第293号、07年12月1日)。

3 09年6月24日「読売新聞」。

4 2010会計年「国防認可法」両院協議会報告・説明資料。

5 2010会計年「軍事建設、退役軍人及び関連組織歳出法」上院歳出委員会報告。

6 5と同じ。

7 本連載第6回(第314号、08年10月15日)。

8 「普天間基地のグアム移転の可能性について」(平成21年11月26日、12月11日更新)。

<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/2556/2581/2582/37840/37844.html>

<資料1>2010会計年国防認可法(部分訳)

公法 111-084 (09年10月28日)

タイトルXXV II 軍事建設一般条項

サブタイトルC グアム再編関連条項

2836節 沖縄海兵隊普天間飛行場の代替施設の受けとりにおける海軍飛行安全規準の遵守

(a)総則—国防長官は、沖縄海兵隊普天間飛行場の代替施設及び運用計画が、海軍の飛行安全規準に合致する旨を議会の防衛関係委員会に報告するまで、同施設を受け入れ、もしくは国防総省の他の者に受け入れることを許可してはならない。

(b)猶予権限の執行—

(1)解釈—本節のいかなる規定も、国防長官が国防上の必要性に基づき最初に猶予を決定した場合には、国防長官が現存する猶予権限を執行することを妨げるものと解釈してはならない。

(2)努力報告の要求—小節(a)に規定する

報告には、同小節でいう代替施設の計画及び建設の規準からの逸脱を軽減するために払われた努力を明記しなければならない。

2837節 アジア太平洋地域における海兵隊の要件に関する報告及び議会の認識

(a)報告の要求—国防長官は、本法の発効から遅くとも180日以内に、合衆国太平洋軍内の海兵隊の実戦司令部である太平洋海兵隊の訓練及び即応体制の要件に関する報告を議会の防衛関係委員会に提出するものとする。

(b)報告の内容—小節(a)により求められる報告は以下の各事項を含むものとする:

(1)太平洋海兵隊に常駐もしくは一時駐留の形で帰属もしくは再編される海兵隊部隊に関する事項。ここには、部隊の種類、構成要素、現在の駐留場所及び提案され駐留場所が含まれる。

(2)第(1)項によって特定された部隊再編計画における訓練に関する要件の現状

と計画。

(3)太平洋海兵隊の訓練、作戦即応体制及び移動に関連する戦略及び戦術輸送の要件。ここには、戦略輸送能力の不足を解消するための国防総省の意図に関わる計画の情報を含む。

(c)議会の認識—議会は、太平洋海兵隊の訓練及び作戦即応体制の要件に関する評価に関して以下のように認識する:

(1)可能な限り早期に実施、完了されること。

(2)海兵隊空陸任務部隊の訓練、作戦即応体制及び移動を支援するために最低限必要な能力の評価に関する分析が含まれること。

(3)最近署名された国際合意である「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の履行に齟齬をきたさないこと。

(訳:ピースデポ)

<資料2>グアム及び北マリアナ諸島における軍移転に関する環境影響評価書案及び海外環境影響評価書案

(部分訳、強調は訳者)

<http://www.guambuildupeis.us/>

■第2章 行動案及び代替案

2.1.1 行動案の要約:グアムにおける海兵隊基地の設置

(前略)

◎第3海兵遠征軍(MEF)司令部要素

海兵隊の前方配備空陸任務部隊(MAGTF)である同遠征軍は、緊急展開、人道支援、災害救援、揚陸強襲、高強度戦闘など広範囲な作戦遂行能力を持つ。MAGTFの司令部要素は、司令部(HQ)と支援組織から構成される。これらは同一の場所に配置され、相互に密接なコミュニケーションが確保される必要がある。推定要員数3,046人。

◎第3海兵師団陸上戦闘要素(GCE)

GCEは索敵及び捕捉、火器による破壊、遊

撃戦、接近戦を任務とする。GCEは歩兵、機甲車両、砲兵、偵察、対戦車戦その他の武器を装備する。地上戦闘組織及び戦闘支援組織は、射撃場、訓練場及び一般的な基地支援組織の近傍に配置される必要がある。推定要員数1,100人。

◎航空戦闘要素(ACE)

第1海兵航空団及び付属部隊。ACEは海上及び陸上の多様な拠点から作戦を行い、海兵隊空陸戦闘部隊(MAGTF)の遠征作戦を支援する。主たる任務には、揚陸強襲作戦及びその後の地上戦闘においてMAGTFを支援することが含まれる。ACEには、海兵航空団(MAW)司令部(HQ)、遠征及び基地警護支援組織が含まれる。航空団と違い、飛行司令部と一般的支援部門が飛行場及びより高位の司令部の近傍に配置されればよく、必ずしも飛行場に配置される必要がないことである。推定要員数1,856人。

◎兵站戦闘部門(LCE)

第3海兵兵站群(MLG)。LCEはGCE及び

ACE部隊の能力を超えた支援機能の全てを提供する。機能には以下が含まれる:通信、工科支援、車両輸送、医療、補給、メンテナンス、航空配送及び上陸支援。LCEは他の遠征軍に対して多様な直接的兵站支援を提供する。MLGの司令部要素は軍司令部及び他の司令部に近接して配置されるであろう。LCEの工業的間接支援施設は、支援活動に近接し、効率を最大化するために道路、港湾、飛行場に効率的にアクセス可能な位置に配置されるであろう。推定要員数2,550人。

以上の他、以下の部隊を含む非常駐部隊が配備されるであろう。

- ・歩兵大隊 800人
- ・砲兵中隊 150人
- ・飛行部隊 250人
- ・その他 800人

(後略)

(訳:ピースデポ)

信頼か行動か

筆者はしばしば元外交官や国際政治の専門家とシンポジウムに参加する。核軍縮と不拡散をテーマにすることがほとんどである。クリントン、ブッシュ、そしてオバマ政権へと移行するにつれて内容に変化を来すのは当然であるが、シンポジストの顔ぶれによっても情報分析や予測にかなりの差が見られる。

核兵器廃絶を明確な目標として論じる人がある一方で、その実現の可能性については懐疑的ながら、被爆地としてはあくまでそれを目指せばいいとする人もいる。また核抑止の考え方について誤りだと断定する人もあるが、状況によってはやむを得ないとの現実論者も少なくない。特に「拡大抑止」(いわゆる核の傘)について、日本では「脅威」と思われる国が存在する以上、当分は米国の核抑止力に頼るほかはない、と旧自民政権の見解に近い主張をする人が目立つ。

そうした場合、筆者はいつまでも拡大抑止に捉われる政策は、冷戦思考を引きずった「武力には武力で」とする思想から一步も出ていないと指摘する。その上で、なぜ「脅威」と思われる国々をも組み込んだ「北東アジア非核兵器地帯条約」構想(もちろん梅林宏道氏の提唱する「スリー・プラス・スリー」案であるが)を積極的に取り上げようとはしないのか、と疑問を投げ掛ける。すると大部分の元外交官の人たちは、やんわりとながら否定的ないし時期尚早との見解を示すのが常である。

勢い、筆者はシンポジストの中で孤立した形になる。いつだったかは司会者が同情的な慰めをしてくれたのに対して、「私は孤立することには馴らされています。毎度のことですっかり免疫が来ていますから」と憎まれ口を説いたものである。

否定ないし時期尚早とみなす人たちの根拠はほぼ一定している。非核兵器地帯条約を推進させるためには、何よりも先ず域内の国々

の相互信頼がなければ駄目だ、というのである。それは正しくその通りだと筆者も思う。いかにも筋の立つ話であるからだ。しかしその一方で、常に心情的な信頼感が先行していても、結果としてそうなる場合だってあるのではないかと、との反論が頭に浮かぶ。

具体例として北朝鮮を取り上げて見よう。二度の小泉訪朝を除いて、今や日本と北朝鮮の間では対話らしい対話もない。拉致をめぐる問題がこじれて以来、6カ国協議の間でも両者の間には冷ややかな空気が漂っている。なるほどこれでは元外交官の人たちが指摘する、相互の信頼感情など求むべくもないだろう。従って非核兵器地帯構想の実現は遙か遠い将来の話、ということになってしまう。

ところが、である。こうした見方に対して筆者は敢えて異を唱えようというのだ。その手掛かりとなるのは、6カ国協議の間でもそうであるが、北朝鮮外務省が好んで用いる「行動対行動」の原則である。彼らは現体制の生き残りを賭けて、米国からの安全の保証を取り付けようと死に物狂いなのであって、そこには外交的感傷の入り込む余地はない。相手が自国の利益に適う「行動」を取ったか否かが、唯一の信頼の尺度となるのだ。

6カ国協議の共同声明に基づいて、北朝鮮が第一段階として核施設の原子炉作動を凍結したとき、見返りの重油の提供が遅延した結果、「行動対行動」の原則が破られたとして激怒したことがあった。ならばもし日本政府が決断して、協議の折に機を見て「北東アジア非核兵器地帯条約」構想を打ち出して見たらどうなるか。日本の「行動」に対して北が賛成の「行動」に出る可能性は十分高い。なぜなら北朝鮮外務省の声明を見る限り(当エッセー《14》の拙論参照)、彼等の目指す真の非核構想は、驚くほど「スリー・プラス・スリー」案と重なる部分があるのだから。



特別連載エッセー●43

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫
(題字も)

日誌

2009.12.6～2010.1.5

作成 塚田晋一郎、新田哲史

FAS=米科学者連盟/IAEA=国際原子力機関/
ICBM=大陸間弾道ミサイル/ICNND=核不拡散・
核軍縮に関する国際委員会/LEU=低濃縮ウラン/
MD=ミサイル防衛/NPR=(米)核態勢見直し/
NYT=ニューヨーク・タイムズ/PAC3=改良型パ
トリオット3/START1=第1次戦略兵器削減条約

2010年核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議(CD)

- 1月18日—3月26日 第1会期
- 5月31日—7月16日 第2会期
- 8月9日—9月24日 第3会期

国連軍縮委員会(UNDC)

- 3月29日—4月16日 ニューヨーク

核セキュリティ・サミット

- 4月12日、13日 ワシントン

第2回非核兵器地帯条約加盟国・署名国会議

- 4月30日 ニューヨーク

核不拡散条約(NPT)再検討会議

- 5月3—28日 ニューヨーク

核供給国グループ(NSG)総会

- 4月～6月 ウェリントン(予定)

G8サミット

- 6月25—27日 カナダ・ハンツビル

アセアン地域フォーラム(ARF)

- 7月 ベトナム

国際原子力機関(IAEA)総会

- 9月20—24日 ウィーン

第65回国連総会

- 10月15日開会 ニューヨーク

化学兵器禁止条約(CWC)締約国会議

- 11月29日—12月3日 ハーグ

生物兵器禁止条約(BWC)締約国会合

- 12月6—10日 ジュネーブ

第4回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ

- 2月6—8日 長崎市

●12月7日 日米韓、北朝鮮非核化の工程表作成に着手。核施設撤去、核兵器と核物資の廃棄、非核化の検証を数年間で達成する事を目指す。

●12月7日 生物兵器禁止条約締約国会合がジュネーブで開幕(～11日)。

●12月10日 ボズワース米・北朝鮮政策特別代表、ソウルで会見。平壤での米朝協議(8～10日)で、6か国協議の必要性和05年9月の共同声明履行の重要性で共通理解に達したと語る。

●12月10日 オバマ米大統領、オスロでのノーベル平和賞授賞式で演説。

●12月15日 ICNNDのエバンス・川口両共同議長、最終報告書を鳩山首相とラッド豪首相に提出。(本号参照)

●12月16日 イラン国防省、中距離地对地ミサイルの発射実験に成功したと発表。

●12月17日 鳩山内閣、安全保障会議で10年度防衛予算編成の基本方針を決定。MDではPAC3の全国配備を進める方針。

●12月18日 オバマ米大統領とメドベージェフ露大統領、コペンハーゲンで会談。START1後継条約の年内署名の先送りが確定。

●12月21日 イランのジャリリ最高安全保障委員会事務局長、LEU国外輸送構想を明確に拒否、米欧の譲歩を要求。

●12月22日 ラブロフ露外相、START1後継条約に、非核搭載の戦略攻撃兵器の制限も盛り込むと述べる。インタファクス通信。

●12月22日 ギブズ米大統領報道官、イランが年末の米欧との交渉期限までに譲歩しなければ追加経済制裁を取る姿勢を示す。

●12月22日 防衛省、PAC3を築城基地に配備。

●12月25日付 韓国国防研究院、報告書「09年国防予算の分析・評価及び10年の展望」で、北朝鮮の3回目の核実験の可能性を指摘。

●12月26日 ロシア戦略ミサイル軍、ICBM「SS18・サタン」の発射実験に成功と発表。

●12月29日 プーチン露首相、米への抑止維持のため、戦略核強化の必要性に言及。

●12月29日 鳩山首相とシン印首相が会談。安保協力で次官級対話(2プラス2)に合意。

●1月1日 北朝鮮、党機関紙などの新年共同社説で「対話を通じた朝鮮半島の平和システム構築と非核化の実現は一貫した立場」とする。

沖縄

●12月9日 北沢防衛相、グアムを視察。普天間飛行場のグアム移設は困難との認識を示す。

●12月9日 伊波宜野湾市長が武正外務副大臣、長島防衛政務官を訪問、在沖米海兵隊グアム移転の検証を提言。

●ピースデポ総会イベント●

「日韓国議員と語る：北東アジア非核兵器地帯への道筋」(仮)

2010年2月27日(土)

午後1時半～4時半

日本青年館・国際ホール

※翌28日午後には総会を開催します。
どなたでも参加できます。

●12月11日 那覇地裁、高江ヘリパッド建設に反対する住民への沖縄防衛局の通行妨害禁止仮処分申立に対し、住民の抗議行動を容認。

●12月15日 政府、普天間移設先決定を先送りし10年5月までに結論を出す方針を確認。

●12月17日 鳩山首相、普天間飛行場の新たな移設先の検討を関係4閣僚に指示。

●12月17日 政府、10年度予算編成で、普天間飛行場移設関係経費を、財務省予算に予備費1千億円として盛り込む方針を決定。

●12月17日 09年度普天間移設関連予算288億円のうち、285億円の未執行が判明。

●12月22日 岡田外相、普天間飛行場の危険性除去策を、移設協議とは別に米側と協議していく考えを示す。

●12月22日 沖縄返還交渉時に交わされた、有事の核再持ち込みに関する密約文書を佐藤元首相の遺族が保管していたことが判明。

●12月26日付 防衛省、10年度予算で普天間移設関連費52億8千万円を計上。高江のヘリパッド建設費2億円も計上。

●12月28日 普天間移設先を検討する与党3党による沖縄基地問題検討委員会の初会合。

●12月28日 在沖海兵隊、普天間飛行場の滑走路補修で、1月10日から約3か月間の滑走路閉鎖を発表。固定翼機は嘉手納に一時移駐。

●12月31日付 県、在沖米軍基地の段階的整理縮小を目指す基地返還計画策定着手を決定。

今号の略語

CTBT=包括的核実験禁止条約

EIS=環境影響評価書

ICNND=核不拡散・核軍縮に関する国際委員会

MD=ミサイル防衛

MDA=(米)ミサイル防衛庁

NATO=北大西洋条約機構

NNSA=(米)国家核安全保障管理局

NPR=(米)核態勢見直し

NPT=核不拡散条約

QDR=(米)4年毎の国防見直し

RRW=信頼性代替弾頭

START=戦略兵器削減条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加

abolition-japan-subscribe@yahoo.co.jp にメールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org>、梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@com.home.ne.jp>

田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、今岡直之、新田哲史、辰巳礼、塚田夢生、津留佐和子、内藤雅義、中村和子、蓮沼佑助、山口響、若山美知子、梅林宏道